

トーカログループ サステナブル調達ガイドライン

第1版

2024年8月

トーカロ株式会社

目次

はじめに	3
調達方針	3
サステナブル調達ガイドライン	
1. 法令遵守と国際規範の尊重	4
2. 人権・労働	4
3. 安全衛生	5
4. 環境	6
5. 公正取引・倫理	6
6. 安全性・品質	7
7. 情報セキュリティ	7
8. 事業継続計画	8

はじめに

トーカログループは、お取引先の皆様を、相互発展を目指す大切なパートナーと考えており、相互に信頼関係の醸成に努め、パートナーシップをより強固なものとしていきたいと考えています。

また、事業活動(表面処理皮膜)を通じて社会への貢献を目指す企業として、健全で持続可能なサプライチェーンの構築に取り組んでおり、トーカログループの調達の考え方と、お取引先の皆様への具体的な要望事項をまとめた「調達方針」および「サステナブル調達ガイドライン」を制定しました。

お取引先の皆様にも本ガイドラインの遵守をお願いし、皆様とともにサプライチェーン全体における持続的な成長を目指してまいります。

調達方針

トーカログループは、表面処理皮膜が持つ省資源化、省力化、環境負荷低減等の諸機能を通じて「人と自然の豊かな未来に貢献する」というビジョンを掲げています。このビジョンのもと、公正・公平な取引を基本とし、人権尊重、環境保全、コンプライアンスなどの企業の社会的責任(CSR)を考慮した調達活動を通して、取引先とのパートナーシップを強化し持続可能な社会の実現に連携して取り組みます。

1. 公正・公平な取引

購買活動に関連する法令・社会規範を遵守し、取引先に対して公正かつ公平な参入機会を提供します。

2. 人権・労働環境への配慮

人権を尊重し、労働環境の向上や安全衛生の確保を目指した調達活動を推進します。

3. 環境への配慮

持続可能な社会への貢献を目指し、地球環境に配慮したリサイクル、省エネルギー、省資源を優先し、環境負荷低減に寄与する調達を行います。

4. 腐敗防止の徹底

取引先から社会的儀礼の範囲を超えた贈答・接待を受けることを禁止し、腐敗防止を徹底します。

5. 機密情報の保護

契約上の義務を誠実に履行し、調達活動によって得た機密情報については守秘義務を厳守します。

6. 相互発展の促進

取引先との対話に基づき、相互理解を深めて信頼関係を築き、双方の発展を促進します。

サステナブル調達ガイドライン

1. 法令遵守と国際規範の尊重

各国・地域の法規制を遵守するとともに、国際行動規範を尊重して事業活動を行う必要があります。

2. 人権・労働

関連法規制を遵守するとともに、ILO 中核的労働基準を含む国際的な人権基準を参照し、労働者の人権を尊重する必要があります。

(2-1) 強制労働の禁止

全ての労働は自発的であること、および従業員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働を禁止する。

(2-2) 児童労働の禁止

最低就業年齢に満たない児童に労働をさせない。

(2-3) 若年労働者への配慮

18歳未満の若年労働者を夜勤や時間外勤務など、健康や安全が損なわれる可能性がある業務に従事させない。

(2-4) 労働時間への配慮

労働者の働く地域の法規制上定められている限度を超えた労働をさせない。また、国際的な基準を考慮した上で労働者の労働時間・休日を適切に管理する。

(2-5) 適切な賃金と手当

労働者に支払われる報酬(最低賃金、残業代、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む)に適用されるすべての法規制を遵守する。

(2-6) 非人道的扱いの禁止

労働者の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、およびその可能性のある行為を禁止する。

(2-7) 差別の禁止

人種、民族、国籍、身体的特徴、年齢、性別、性的指向、障がいの有無、妊娠、宗教、思想、信条、政治的指向、配偶者の有無などにもとづく差別を禁止する。また、労働者からの宗教上の慣習に関わる要望には、適切な範囲で対応する。

(2-8) 結社の自由、団体交渉権

現地の法規制を遵守した上で、労働環境や賃金水準などの労使間交渉を実現する手段としての団結権を尊重する。

(2-9) 土地収奪の禁止

事業を行う上での土地の取得においては、住民や地域社会の権利を尊重し、直接・間接を問わず不当な土地収奪に関与しない。

(2-10) 弾圧・紛争等への関与の禁止

事業地域の政府等による弾圧・紛争行為には関与しない。

3.安全衛生

関連法規制を守るとともに、ILO の安全衛生ガイドラインなどに留意し、労働者の業務に伴う怪我や心身の病気を最小限に抑え安全で衛生的な作業環境を整える必要があります。

(3-1) 労働安全衛生

職務上の安全に対するリスクを評価し、適切な設計や技術・管理手段で安全を確保する。また、妊娠中の女性および授乳中の母親への合理的な配慮を行う。

(3-2) 緊急時への備え

労働者の人命・身体の安全を守るため、災害・事故などの想定される緊急事態を特定し、労働者および資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順の作成、必要な設備等の設置、教育・訓練を行う。

(3-3) 労働災害・労働疾病の防止

労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じる。

(3-4) 産業衛生

職場において、有害な生物的、化学的、物理的な影響に労働者が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行う。

(3-5) 身体的負荷のかかる作業への配慮

労働者の身体に負荷のかかる作業を特定・評価し、労働災害・労働疾病につながらないよう適切な管理を実施する。

(3-6) 機械装置の安全対策

業務上使用する機械装置について、労働者にとって安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を実施する。

(3-7) 施設の安全衛生

労働者に提供する施設(寮、食堂、トイレ等)の安全衛生を適切に確保する。また、寮においては緊急時の適切な避難経路や非常口を確保する。

(3-8) 安全衛生のコミュニケーション

労働者が被る可能性のある職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報と教育・訓練を労働者が理解できる言葉・方法で提供する。また、労働者から安全衛生に関わる意見をフィードバックする仕組みを構築する。

(3-9) 労働者の健康管理

全ての労働者に対し、適切な健康管理を行う。

4.環境

資源の枯渇や気候変動、環境汚染などの地球環境問題に積極的に取り組むとともに、関係する地域の人々の健康と安全の確保を考慮した地域の環境問題に配慮する必要があります。

(4-1) 環境許可と報告

現地の法規制に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、運用および報告に関する要求事項を遵守する。

(4-2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組む。

(4-3) 大気への排出

関連する法規制を遵守し、有害な物質の分析と監視に努め、排出する前に適切な対策を実施する。

(4-4) 水の管理

法規制を遵守し、使用する水の水源、使用、排出を把握し、節水に努める。あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて水質特性を示し、監視、制御、処理を実施する。また、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行う。

(4-5) 資源の有効活用と廃棄物管理

法規制を遵守し、適切な管理を行うことにより、リデュース(削減)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)を推進し、資源の有効活用を図り、発生する廃棄物を最低限に抑える。

(4-6) 化学物質管理

法規制を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定、表示、および管理を行い、安全な取り扱い、移動、保管、使用、リサイクルまたはリユース、および廃棄が確実に実施されるよう管理する。

(4-7) 製品含有化学物質の管理

製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される、すべての法規制および顧客要求を遵守する。

(4-8) 生物多様性

生物多様性に配慮した活動を通じ、生態系のバランスを保ち、生息環境の保全に努める。

5.公正取引・倫理

法令遵守のみならず、高い水準の倫理感に基づき事業活動を行う必要があります。

(5-1) 腐敗防止

あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝、および横領等を行わない。

(5-2) 不適切な利益を供与および受領の禁止

賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認しない。

(5-3) **適切な情報の開示**

適用される法規制と業界の慣例に従って、労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織構造、財務状況、業績に関する情報を開示する。記録の改ざんや虚偽の情報開示は行わない。

(5-4) **知的財産の尊重**

知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で行う。また、顧客およびサプライヤー等の第三者の知的財産も保護する。

(5-5) **公正なビジネスの遂行**

公正な事業、競争、広告を行う。優越的な地位を利用して、取引先との取引条件を一方向的に決定・変更したり、不合理な要求や義務を課すことで不利益を与える不公正な取引は行わない。

(5-6) **通報者の保護**

通報に係る情報に関する機密性、ならびに通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を行わない。

(5-7) **責任ある鉱物調達**

製造している製品に含まれるタンタル、スズ、タングステン、金などの鉱物が紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争等を引き起こす、またはそれらに加担していないことを継続的に確認する。

6. 安全性・品質

提供する製品やサービスの安全性ならびに品質の確保を行い、正確な情報を提供する必要があります。

(6-1) **製品の安全性の確保**

各国の法規制で定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たす。

(6-2) **品質管理**

製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守するための適切な仕組みやマネジメントシステムを構築する。

(6-3) **製品・サービスの正確な情報提供**

製品・サービスに関して、正確で誤解を与えない情報を提供する。

7. 情報セキュリティ

機密情報や個人情報の漏洩を防止し、情報セキュリティの強化を図る必要があります。

(7-1) **サイバー攻撃に対する防御**

サイバー攻撃等からの脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害を与えないように管理す

る。

(7-2) **個人情報の保護**

サプライヤー、顧客、従業員など、取引を行う全ての人の個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護する。

(7-3) **機密情報の漏洩防止**

自社の機密情報のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護する。

8. 事業継続計画

大規模自然災害などによって自社もしくは取引先が被災した場合に、自社が供給責任を果たすために、いち早く生産活動を再開できるよう準備する必要があります。

(8-1) **事業継続計画の策定**

事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画(BCP)を策定する。

参考:当ガイドラインの策定に当たっては下記を参照しております。

JEITA 一般社団法人電子情報技術産業協会 <https://www.jeita.or.jp/japanese/index.html>

・責任ある企業行動ガイドライン～サプライチェーンにおける責任ある企業行動推進のために～

RBA 行動規範v7.0 <https://www.responsiblebusiness.org/>

・レスポンシブル・ビジネス・アライアンス(RBA)行動規範